

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業局水道経営課)	一
○手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁特別支援教育課)	一
○環境審議会条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	二
○生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (食と暮らしの安全推進課)	二
○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (同)	三
○子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (障害福祉課)	三
○特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (河川課)	四

条 例

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

別表第一大崎広域水道の項中「四九六円」を「四八五円」に、「九一九円」を「八九九円」に改め、同

表仙南・仙塩広域水道の項中「八一七円」を「七九九円」に、「四二円」を「四一九円」に改める。

別表第三仙塩流域下水道の項中「三九・八円」を「四四・八円」に改め、同表阿武隈川下流域下水道の項中「四八・五円」を「五七・三元」に改め、同表鳴瀬川流域下水道の項中「八一・一元」を「九二・三元」に改め、同表吉田川流域下水道の項中「四七・八円」を「五八・六円」に改め、同表北上川下流域下水道の項中「八〇・三元」を「九一・二元」に改め、同表北上川下流東部流域下水道の項中「一二五・八円」を「一二七・七円」に改め、同表追川流域下水道の項中「一三二・七円」を「一四七・三元」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表第三の改正規定は令和六年一月一日から、第十二条の改正規定、別表第一の改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年三月三十一日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百七十二の項を次のように改める。

百七十二 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第五条の表宮城県立小松島支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立秋保かがやき支援学校

同

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

環境審議会条例の一部を改正する条例

環境審議会条例（平成六年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十五人以内とし、会長が指名する。

5 第三条の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県環境審議会の委員及び専門委員の項中「及び専門委員」を「、専門委員及び部会委員」に改める。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第六条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条の前の見出しを削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（承継の届出）

第五条 法第七条第二項の規定により譲渡による承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業を譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業を譲り受けた年月日

四 食鳥処理場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業の譲渡を証する書類の写し

二 当該事業を譲り受けた者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第一項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した書類

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条中「及び法第三条の三第三項」を「、法第三条の三第二項及び法第三条の四第三項」に改める。

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十条第一項第二号中「又は法第三条の三第一項」を、「法第三条の三第一項又は法第三条の四第一項」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(興行場法施行条例の一部改正)

第三条 興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書、同項第六号及び第二項ただし書を削る。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条を第十一条とし、第九条の次に次の見出し及び一条を加える。

(承継の届出)

第十条 法第二条の二第二項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 三 興行場営業を譲り受けた年月日
- 四 興行場の名称及び所在地
- 五 営業の許可の年月日及び番号

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 興行場営業の譲渡を証するものの写し
- 二 法人においては、定款又は寄附行為の写し

附則第三項及び第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日の日から遅く日か遅い日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

○宮城県条例第五十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を削る。

第六条第二項第二号中「十歳」を「七歳」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日の日から遅く日か遅い日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項を削る改正規定は公布の日から、第六条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

○宮城県条例第五十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福祉型障害児入所施設条例の一部改正)

第一条 福祉型障害児入所施設条例(平成十七年宮城県条例第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「日常生活に要する費用のうち厚生労働省令」を「日常生活に要する費用のうち内閣府令」に、「生産活動に要する費用のうち厚生労働省令」を「生産活動に要する費用のうち主務省令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣又は主務大臣」に改める。

(在宅心身障害者保養施設条例の一部改正)

第二条 在宅心身障害者保養施設条例(平成十七年宮城県条例第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(障害者支援施設等条例の一部改正)

第三条 障害者支援施設等条例(平成十八年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域に設置する標識に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量(容量のないものにあつては、規模)及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならぬ旨

ばならない旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。